

N T T 東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「N T T 東日本」という。）から、令和元年1月20日付で、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「N T T法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、N T T 東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及び社員を活用し、I P通信網サービス契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を行うものである。

- i) N T T 東日本が同社のI P通信網（地域I P網及び次世代ネットワークを含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備及びアプリケーション、電話若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、同社または他のベンダ等が販売・媒介をした他の電気通信事業者並びに電気通信事業者以外の会社（以下「他事業者等」という。）のサーバ設備及びアプリケーションにより提供されるサービスの設定・サポートサービスの役務提供
- ii) サポートサービスにおける当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、N T T 東日本が公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定

また、必要に応じてI P通信網サービス契約者等に対してサポートサービスを提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。また、NTT東日本とあわせて「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、
- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、NTT東日本が保有するIP通信網及びIP通信網サービス契約者等が契約したISP事業者のインターネット接続サービス、公募により調達したインターネット接続回線、NTT東日本または他のベンダ等が販売・媒介をした他事業者等のサーバ設備及びアプリケーションにより提供されるサービスのサポートサービスを、IP通信網サービス契約者等または他企業等に対して提供することとしており、本件活用業務に係る所要資金は [] としている。

本件活用業務の実施規模及びNTT東日本の投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。

さらに、職員についても、I P 通信網サービスの提供に関する業務を行う組織に所属する職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T 東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するためには必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、N T T 東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がN T T 東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、N T T 東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるN T T 東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業

者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、インターネットにアクセスすることが出来るすべての者が本件活用業務の提供の対象者になり得ると考えられるところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが主な提供対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」（令和元年8月29日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の平成30年度末のNTT東日本のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、最低の地域において約50%を超えており（関東地方）。また、都道県別のFTTH市場における平成30年度末のNTT東日本のシェアを見ると、最低の道都道県において70%を超え（神奈川県）、最高の都道県では80%を超えている（岩手県）。

他方、本件活用業務は、「NTT東日本が同社のIP通信網とは別個に構築または調達するサーバ設備及びアプリケーション、電話若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、同社または他のベンダ等が販売・媒介をした他の電気通信事業者並びに他事業者等のサーバ設備及びアプリケーションにより提供されるサービスの設定・サポートサービスの役務提供」と「サポートサービスにおける当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき、NTT東日本が公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定」を行うものである。このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても、市販のサーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット接続回線を調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。

以上に鑑みれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、NTT東日本による市場支配力の行使の可能性は高くないものの、業務の形態によっては、同社が固定系ブロードバンド市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用し、当該市場における

公正な競争を阻害することを通じて、固定系ブロードバンド市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と合わせてステップ2）において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務のうちアプリケーションを通じた設定・サポートサービスの提供のためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は同社のIP通信網とは別個の設備であり、電話若しくは訪問サポートサービスを含めて、同社のIP通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

また、アプリケーションを通じた設定・サポートサービスについては、上記サーバ設備により、NTT東日本が公募により調達したインターネット接続回線を介してインターネットに接続して提供するとされているところ、NTT東日本のIP通信網サービス契約者のみならず、他の電気通信事業者の電気通信サービス契約者も利用が可能である。このような形態に鑑みれば、アプリケーションを通じた設定・サポートサービスについては、ボトルネック設備との関連性は低いと考えられる。

したがって、届出書に記載された業務の範囲内で営まれる限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、相当程度に低いものと考えられる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2）において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、「NTT東日本が同社のIP通信網とは別個に構築または調達するサーバ設備及びアプリケーション、電話若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、同社または他のベンダ等が販売・媒介をした其他事業者等のサーバ設備及びアプリケーションにより提供されるサービスの設定・サポートサービスの役務提供」と「サポートサービスにおける当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき、NTT東日本が公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定」を行うものであるところ、NTT西日

本と連携したサービスの提供は、当面の間、予定しておらず、NTT東西間の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講すべき措置」に掲げる7つの項目に関するNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達するインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。インターネット接続回線の調達においては、接続事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

なお、地域IP網及び次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が本件活用業務に用いるサーバ設備は、市販で調達可能なものであり、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いるとともに、本件活用業務の提供に当たっては、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、本件活用業務においてNTT東日本が料金設定を行う、サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするためのインターネット接続回線の調達に関しては、透明性・公平性を確保する観点から公募により調達を実施しているとしている。

加えて、NTT東日本のIP通信網サービスについては、既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

以上を踏まえれば、競争事業者も同様の業務の提供が可能であると考えられる。さらに、NTT東日本は、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしているところである。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、他事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1)①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いるサーバ設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達するインターネット接続回線を組み合わせて対応するものであり、サーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインターフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めるものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、IP通信網サービス契約者等のニーズを踏まえ、サービス追加にあわせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本のIP通信網については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせてインターフェース条件等を開示していくとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

さらに、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないこと等、同社が届出書に記載している事項をあわせ鑑みれば、競争事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられる。

なお、NTT東日本が本件活用業務を営むために用いるサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達に際し、インターフェース条件を既に開示しているとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、他事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いており、アプリケーションについても、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達するインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせて対応するものであり、他事業

者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

N T T 東日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備のほか、公募調達されたインターネット接続回線等を用いて提供され、同社のネットワークに固有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同様のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、新たに必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【N T T 東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和元年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i)顧客情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii)出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る

営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計することとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、不当な内部相互補助の防止のための必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

加えて、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、並びに当社が公募により調達するインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も提供可能なものである。

また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線の公募調達において、インターフェース条件等を開示するとともに、本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。当社としては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接

続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、自らが料金設定をすることとしているインターネット接続回線の調達に際して、インターフェース条件等を明らかにした上で公募を行っており、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、NTT東日本が本件活用業務を営むに当たって、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしているとともに、IP通信網については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、関係事業者の取扱いに関する公平性は確保されていることに鑑みると、競争事業者も、サーバ設備やインターネット接続回線等の調達等を通じて、同等の条件で同様の業務を営むことが可能であると考えられる。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されているものと認められる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、インターネット接続回線調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・インターネット接続回線調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、これらの措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。

また、上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況等の報告を求めるなどを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。